

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和元年6月25日 14時00分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港塩釜第3区（石浜水道） 地蔵島灯台から真方位054° 1.6海里付近 （概位 北緯38° 20.3′ 東経141° 05.9′）
インシデントの概要	プレジャーボートフジ丸は、後進中、ブイのロープが船外機のプロペラに絡み、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和元年7月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート フジ丸、5トン未満（長さ6.15m）
船舶番号、船舶所有者等	210-41359宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場を移動する目的で、錨を揚げようとクラッチレバーを後進に操作したところ、船外機が急停止した。</p> <p>船長は、本インシデント前の約3か月間、本船を使用していなかったため、バッテリーが過放電したと思い、海上保安庁に救助を要請した後、船外機をチルトアップしたところ、ブイのロープが船外機のプロペラに絡まっていることに気付いた。</p> <p>本船は、船長がロープを船外機のプロペラから外したところ、自力航行が可能となった。</p> <p>船長は、錨泊前に付近にブイを認めており、ブイからもっと離れた場所で錨泊していれば良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、ブイの近くで錨泊していた際、錨を揚げようと後進としたことから、ブイのロープが船外機のプロペラに絡んで船外機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、ブイの近くで錨泊していた際、錨を揚げようと後進としたため、ブイのロープが船外機のプロペラに絡んで船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ブイの近くで錨泊し、後進する場合は、プロペラがブイのロープに絡まないよう十分注意して操船すること。・可能な限りブイから十分離れた場所に錨泊することが望ましい。 |
|--|---|